

2 美化ゾーン

行為の内容	届出が必要となる規模等	街道景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>・新築 ————— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの</p> <p>・増築、改築 ————— (1) 増築、改築後に、高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの</p> <p>(2) 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の増築、改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>・移転 ————— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>・外観の変更 ————— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の外観の変更で当該行為に係る面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(工事に必要な仮設の建築物は届出の必要がない。)</p>	<p>1 街道等からの後退距離</p> <p>(1) 街道(道路境界線)から原則として5m以上後退すること。</p> <p>(2) 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣接地相互において空間を確保すること。</p> <p>(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあつては、上記(1)(2)の基準は適用しない。</p> <p>2 樹木の保全</p> <p>(1) 街道(道路境界線)から5m以内にある樹林は原則として保全すること。</p> <p>(2) 街道(道路境界線)から5m以内に樹木がない場合は、当該敷地の間口5mにつき1本以上の割合で在来の高木樹種を植栽すること。</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあつては、上記(1)(2)の基準は適用しない。</p> <p>3 建築物の形態等</p> <p>地域の基調となる自然環境(樹林、田園等)との調和を図るものとする。</p> <p>(1) 屋根 切妻又は寄棟等の傾斜屋根とする。勾配は2/10以上とする。ただし、尖塔的なものでないこと。</p> <p>(2) 色 彩 屋根は、コゲ茶色(ただし、銅板若しくは黒灰色瓦は可)とする。壁面はクリーム色、ベージュ色、茶色又は灰色とする。</p> <p>4 建築物の規模</p> <p>(1) 自然景観を損なうことなく、周囲の景観に溶け込むよう配慮すること。</p> <p>(2) 高さは、35m以下であること。</p> <p>(3) 建ぺい率は、50%以下であること。</p> <p>(4) 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあつては、上記(2)(3)の基準は適用しない。</p> <p>5 進入路の設置</p> <p>進入路を設ける場合は、原則として一か所とし、必要最小限の規模とすること。</p>
さく、塀の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが0.6mを超えるもの (増築、改築後の高さが0.6mを超えるものを含む。)	<p>(1) 指定街道との境界には、さく、塀は、原則として設けないこと。やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣とすること。</p> <p>(2) ガソリンスタンド等他の法令により塀を設けなければならない場合、又は安全対策上、さく、塀を設けることが必要な場合を除き、敷地境界線の遮蔽物は、原則として設けないこと。やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣とすること。</p>

行為の内容	届出が必要となる規模等	街道景観形成基準
擁壁の新築、増築、改築又は外観の変更	高さが0.6mを超えるもの (増築、改築後の高さが0.6mを超えるものを含む。)	原則として自然法面とし、緑化を施すこと。ただし、安全性から自然法面で対応できない場合は、表面の仕上げを自然素材とすること。
記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが13mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置された場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)	1 形態 (1) 色彩、意匠等が周辺の景観と調和が保たれるものとする。こと。 (2) 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めるものとする。こと。 2 高さ 記念塔の高さは、原則として周囲の樹木の高さ以下とすること。
次の各工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 ・電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設 ・ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設 ・自動車車庫の用途に供する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さが13mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置された場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)	1 街道からの後退距離 街道(道路境界線)から5m以上後退すること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあってはこの限りではない。 2 樹木の保全 街道(道路境界線)から5m以内にある樹木は原則として保全するとともに、残地のうち裸地化している部分については、樹木を植栽すること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあってはこの限りでない。 3 工作物の形態 (1) 色彩は、周辺の自然景観と調和が図られるものとする。 (2) 金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色とすること。 (3) 高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。 (4) 形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが13mを超えるもの (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)	1 位置等 (1) 樹木を背にして設置する等、周囲の景観に支障がないよう配慮すること。 (2) 高さ、本数とも必要最小限とし、電力柱と電話柱が並行する場合は、原則として電話線を供架するものとする。こと。 2 色彩 コゲ茶系とすること。

行為の内容	届出が必要となる規模等	街道景観形成基準
広告塔、広告板の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>表示面積が1㎡を超えるもの (ただし、法令の規定により設置するもの、公職選挙法の規定による選挙運動のために設置するもの又は、冠婚葬祭や講演会等のため一時的にその敷地内に設置されるもの等は届出の必要がない。)</p> <p>※ この街道から展望することができる地域は、栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第3条第11号の規定により知事が指定した屋外広告物の掲出禁止区域であり、屋外広告物の掲出は原則として禁止されています。</p>	<p>1 設置位置、形態、規模又は意匠について、周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>(1) 高さ 5m以下とする。ただし、建物に取り付けて設置するものを除く。</p> <p>(2) 表示面積 同一敷地内における表示面積の合計が、原則として15㎡を超えないものとする。</p> <p>(3) 形態 原則として、平面的なものとし、三角柱、円柱等の立体的なものは避けること。</p> <p>(4) 材質 原則として、木材又は擬木によること。ただし、建物に取り付けて設置するものを除く。</p> <p>(5) 色彩 コゲ茶色を基調とし、原色の使用を極力避けること。</p> <p>(6) 照明 原則としてネオンサイン等の電飾は行わないこと。</p> <p>2 誘導のための広告塔、広告板については、集合化に努めること。</p>
木竹の伐採	<p>次に掲げるもの以外の木竹の伐採</p> <p>(1) 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採</p> <p>(2) 整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>(3) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p>	<p>街道(道路境界線)から5m以内の樹林帯は、原則として伐採しないこととし、森林の施業として行う場合であっても、択抜(択抜率30%以下)とすること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域にあっては、この限りでない。</p>
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵</p> <p>(1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下</p> <p>(2) 道路から見通すことのできない場所のもの</p> <p>(3) 使用期間が90日以内</p>	<p>1 位置 街道(道路境界線)からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする。</p> <p>2 形態 集積の高さをできるだけ低いものとし、街道から見えないように配慮すること。</p> <p>3 修景緑化 敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努める。</p>
		<p>(適用除外)</p> <p>① この街道景観形成基準が告示された日以前からの既存の建築物(告示された日に着手しているものを含む。)及び工作物(告示された日に着手しているものを含む。)のうち広告塔及び広告板以外のものに係る建替え、増築、改築又は移転で、この街道景観形成基準により難いやむを得ない事情のあるものについては、原則として道路沿いの既存樹木を減少させない範囲でこの基準の一部を運用しないことができる。</p> <p>② 道路法(昭和43年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域の変更が公示された日以前からの既存の建築物(公示された日に着手しているものを含む。)及び工作物(公示された日に着手しているものを含む。)のうち広告塔及び広告板以外のものに係る建替え、増築、改築又は移転で、当該道路の区域の拡張によって、この街道景観形成基準により難いやむを得ない事情が発生したときは、その事情の範囲内でこの基準の一部を適用しないことができる。</p>